

第8号議案

会計・調達業務の細則に関する規程の変更について (案)

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5 1及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）第2条第2項の規定に基づき、広域系統整備交付金交付業務及び災害等扶助交付金交付業務について、勘定科目を新規に設定する必要があることなどから、会計・調達業務の細則に関する規程（別紙）を変更する。

以 上

【添付資料】

別紙：会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 勘定科目及び帳票 ～ 第5章 契約</p> <p>第3条 ～ 第26条 (略)</p> <p>第6章 資産 (減価償却)</p> <p>第27条 固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が1件あたり20万円以上のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7章 決算 (財務諸表等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">____年 月 日変更</p> <p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第3条 会計規程第5条第2項に規定する本機関の経理において使用する各勘定への配分基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であり、各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。</p> <p>第2章 勘定科目及び帳票 ～ 第5章 契約</p> <p>第4条 ～ 第27条 (略)</p> <p>第6章 資産 (減価償却)</p> <p>第28条 固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が1件あたり10万円以上のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7章 決算 (財務諸表等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>附則 (____年 月 日) 本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。</p>

(別表第1)
勘定科目表

[変更前] 決算科目					[変更後] 決算科目				
区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考
(負債)					(負債)				
流動負債	短期借入金				流動負債	短期借入金			
	短期リース債務					短期リース債務			
	未払金	固定資産取得費 雑口				未払金	固定資産取得費 雑口		
	未払費用	役職員給与 その他人件費 雑給 租税公課 有形固定資産除却費 無形固定資産除却費 修繕費 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 研修費 雑費 損害保険料 支払利息 雑口				未払費用	役職員給与 その他人件費 雑給 租税公課 有形固定資産除却費 無形固定資産除却費 修繕費 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 研修費 雑費 損害保険料 支払利息 雑口		
	預り金	源泉所得税 社会保険料 その他厚生費 (新設) (新設) 雑口				預り金	源泉所得税 社会保険料 その他厚生費 広域系統整備交付金 災害等扶助交付金 雑口		
	前受金					前受金			
	容量拠出金			預り金の性質		容量拠出金			預り金の性質
	その他流動負債					その他流動負債			